

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成23年12月分から平成27年12月分まで、申立人妻については乳幼児を養育しながらの避難となったことを考慮して平成23年6月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成29年3月分まで、申立人夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項に掲げる損害項目及び対象期間に対する和解金として、金357万円（別紙記載の和解金額）の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の対象期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名捺印（記名押印）の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月31日

（仲介委員 仙波 厚）

(別紙)

損害項目		対象期間	金額
申立人 X 1	日常生活阻害慰謝料 (増額分)	H23. 12. 1~H27. 12. 31	¥1, 470, 000
同 X 2	日常生活阻害慰謝料 (増額分)	H23. 6. 1~H29. 3. 31	¥2, 100, 000
和解金額			¥3, 570, 000